



KAIGO TREND NEWS

今年を振り返って



麦の実り多摩 介護支援専門員 樋口 浩

月日がたつのは早いもので、猛暑の夏が少し前にあったように思いますが、もう12月になってしまいました。

厚生労働省介護保険部会の審議は2012年度改正に向けて議論百出でした。しかし、11月30日「介護保険制度の見直しに関する意見」という資料を見ますと意見噴出という感じもします。また、この年には大臣の交代などがあり、大臣による温度差があったことを感じました。では、まことに勝手ながら私が印象に残る記事を書いてみます。

1. 「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」

これは介護福祉士国家試験における受験資格として導入される「600時間課程」についての検討がされています。介護福祉士国家受験資格は単に経験ばかりでなく通信も含めて一定期間の教育を受ける必要があります。とかく介護福祉士取得者は介護保険関連事業に進む人が多いのですが、介護分野はその分野のみではありません。介護分野の中で「リハビリ」が大きなウエートを占めてきたり、利用者への指導技術なども必要な教育内容になってきています。今年は3級ヘルパーがなくなりました。1級も平成24年度には終了の予定です。2級ヘルパーは検討中でそれに代わる基礎研修が始動しています。400時間以上の講習時間を終了するなど介護に対する教育の重要性が出てきている状況だろうと思います。ドイツだったでしょうか、看護と介護は基礎課程は同じで専攻過程が分かれていくということです。つまり看護と介護は同じ重みであるということ。これはフローレンス・ナイチンゲールによって看護という分野が専門化され、そこに現在の「介護」も重複しているということに他ならないからです。

2. 「第15回政策会議で介護職員が痰の吸引や経管栄養などができるように来年の通常国会に法案提出」

これも大きな出来事でしょう。特に痰の吸引についての試験的な取り組みは、介護職員に周知されていない中での検討会ですから委員の人達は大変なことであったでしょう。こ

の医療行為を介護福祉士が実施できるようにするならば法律の改定が必要とされます。介護支援専門員・訪問看護師など居宅系の事業所でALSの患者さんに携わっている職員が多くいます。痰の吸引は環境によっては例外的に出来る状況になっていますが経管栄養に際しては例外がありません。家族が看護師でないとできないことになっています。在宅では経管栄養に多くの時間を費やします。このことで日常の業務に支障をきたすことはたくさんあると思います。法を改正すると共に、研修のあり方や修了証または資格にするかなど早々に仕組みを整えてほしいものです。

3. 「改正障がい者自立支援法」

当時の我妻前厚生労働大臣が障がい者自立支援法をなくすということをニュースで聞いたことがあると思います。これに代わって、新法「障害者総合福祉法」(仮称)が2013年8月までに施行するということになっていますが、12月3日に参議院本会議でまずは「改正障がい者自立支援法」が可決しました。中身は利用者の応能負担の原則、発達障がい者が障がい者自立支援法の対象になること、相談支援体制の強化、市町村による成年後見制度利用支援事業の必須事業化、障がい者向けグループホームやケアホームを利用する際の助成制度の創設、障がい児らが利用する「放課後等デイサービス」の創設などが盛り込まれています。最初の項目にある介護福祉士の介護分野は確実に拡大し、対象となる利用者も様々な障がいを持った人となってきますが、介護福祉士の力量は如何にということになりますね。

以上3項目あげてきました。他にもたくさんありますが、今回の視点は介護保険というよりも「介護分野」の広がりや軸に書きましたのであしからず。

平成21年は介護保険制度改定のための審議最終年ですね、どんな結論が出るのでしょうか。

事業所
訪問
8

空いた結婚式場ビルを利用し、異なる事業所が介護事業を展開

グループホーム光南あおぞら

広島市中区光南2丁目3-46 (3・4F) TEL&FAX 082-249-6602
http://www.sokenkogyo.co.jp/ 平成14年4月開設

光南デイサービスセンター“すみれ”

広島市中区光南2丁目3-46 (2F) TEL&FAX 082-247-9808
http://www17.ocn.ne.jp/~sumire-d/ 平成17年4月開設

カラオケ店をグループホームに。 空きスペースを有効利用。

ビル3・4Fにある「グループホーム光南あおぞら」。以前はカラオケ店だったそうで、カラオケルームをそのまま各居室としている。苦労したのは、「各居室の窓を作ることだった」と、事業主体である創建工業株式会社代表取締役社長の鵜飼興治さん。健康・介護リフォームの豊富な実績を誇り、またCRS(ケアリフォームシステム研究会)の一員として、障がい者、高齢者、介護負担に苦しんでいる方、より快適な住まいが必要と感じている方々に自立できる工夫、介護される方に優しく・楽しく・安心して住み続けられる“一生涯の家づくり”を目指して福祉住環境の整備に関する研究や勉強を続けている同社ならではの独自のアイデアが、快適な住まいながら利用料金が月額10万円強というグループホームを実現した。といっても、開設から半年間は利用者ゼロという厳しい状況が続き、その間に社員が全員入れ替わるなど、「1年半ほどは苦しい状況が続いた」(鵜飼さん) ところで、試行錯誤の末、ようやく現在は満室に。そして多くの利用者が空きを待っている状況だという。

グループホーム設立のきっかけは、CRS会長の武藤さんに福祉住環境について学んでいるときに、現在の施設長を紹介されたこと。その出会いをきっかけに取り壊そうと考えていたビルの有効利用を思いついたという。



利用者の快適性を重視した居室。

異業種から介護事業へ。

きっかけは、健康事業での運命的な出会い。

ビルの2Fにあるのは「光南デイサービスセンター“すみれ”」。以前は結婚式場・宴会場だったという。オーナーで同センター・アドバイザーを務める網師本真季さんは、からだところの健康づくりを行う、健康関連の事業を行っている。介護事業に興味を持ち、事業展開をと考えていたところ、当時生涯学習の勉強会で共に会員だった鵜飼さん、エアロビクスの生徒でヘルパー事業所に勤務していた清水さん(同センターを運営する有限会社クロストーン現社長)との出会いが

ら、ビルの空きスペースを知り、デイサービスセンターのオープンを果たした。また昼食は、ビルの一階「クックえびす」より配食されるが、こちらも鵜飼さんの会社。平成19年に設立した居宅介護支援事業所のスタッフは、センターでお世話になっていた居宅の閉所をきっかけに参加してもらったとのことで、「この人たちとの出会いがなければ、介護事業は始めなかったと思う」と網師本さん。



鵜飼社長(左)と網師本さん(右)

「初めに場所ありき。介護はまったくの素人で何も分からなかった」でスタートした同センター。広島市中区光南地区は、たくさんのデイサービスがある激戦区とは知らずに開設したため、最初の3か月はこちらも利用者がゼロという状況。情報誌への出稿や、社員が営業に奔走するなどの努力が実を結び、経営が落ち着き始めたのは3年目だったそう。また、経営が落ち着いたのにあわせ、離職者も少なくなったとのこと。

同センターがめざすのは、「元気な高齢者をつくる」ための、様々なニーズに応えられる施設。一般的なケアに健康機能回復の手助け、運動指導などに力を入れており、センター内にはさまざまな運動器具が用意され、音楽療法、マッサージなどのプログラムも取り入れている。

また、利用者一人ひとりに合わせた個別化対応も心がけているとのことで、全体で楽しむプログラムが日替わりで用意されているが、その日の体調や状態に応じて、一人でゆったりと過ごすことも可能だ。

さらに、利用者の心をつかんで離さないのは、子どもとの交流。網師本さんのお嬢さんや、スタッフのお子さんが幼稚園から帰った後や夏休みなどの長い休みには利用者と一緒に過ごしているとのことで、その子どもたちに会うことを楽しみにしている利用者も多いという。小さな子どもを持つスタッフにとっても預かってくれる場所が確保でき、利用者にも喜ばれ、相乗効果を生み出している。



壁面にはクラフト工作の作品が並び、温かい雰囲気をかもし出している。

訪問看護の現場より 「介護サービス情報の公表制度に思う事」 看護師のきもち —「倫理規定および法令遵守に関する研修」について—

第18回

訪問看護ステーション「さいの」看護師 玉田八重子



介護保険法に基づき介護サービスを提供している事業所は、定期的に（年に1回）「介護サービス情報」を報告する義務があります。「サービス情報の公表」は、基本情報と調査情報の2本柱で構成され、その中には研修の実施が必要とされている項目がいくつかあります。

その中で馴染みが薄く、しかし最も大切な「倫理および法令遵守に関する研修」について、日頃考えていることをお伝えします。「倫理や法令遵守」は、サービス提供場面で個人に求められる基本的な姿勢や考えの礎になるものです。「倫理や法令遵守」に基づいた姿勢、考えのしっかりした従業者は、周囲との人間関係も良く、利用者や同僚からも厚い信頼を得ています。また実際のサービス提供においては、苦情や事故が少なく、同僚たちのモデル的な役割を果たされているように思います。このような考えを持ったスタッフが多くいる事は、事業所にとって大きなメリットがあり、事業所の評価にも大きく貢献します。

「倫理規定」とは、事業所の従うべき行動の規則であり、それぞれの事業所の文化・風土を決める上で重要な価値の判断基準です。事業所が法律に違反すれば、法的な制裁が加えられます。しかし「倫理」は自己規範（個人の行為の判断基準）になるものであって、それに違反しても法的な制裁を受けるものではありません。しかし、法律上の違反はなくても社会通念上受け入れられない行為を行えば、社会（例えば、他の事業者や利用者等の関連機関等）から非難、糾弾され、信頼を失うこととなります。そして、事業所の運営は立ちいかなくなる恐れもあります。事業所は、より質の高いサービスの提供と運営をするために、自らの事業所の行動を「倫理規定」として具体的な文

章に掲げる事が求められます。

そして、最も大事なことなのですが、「倫理規定」は従業者全員に周知徹底、運用されなければ意味がないということです。そのために研修の実施が必要になってきます。倫理規定に沿い、法令遵守したサービスの提供は、事故や苦情を防ぎ、利用者からの信頼も厚くなり、このようなサービスの提供を行っている事業所は、顧客も多くなり、経営の安定化につながります。

しかし、現実には「サービス情報の公表」で求められ、そのために文章化されただけの「倫理規定」や文章の説明のみに終わる内容の研修ではないでしょうか。介護の現場には、全く違う職場から転職された方、資格を取ったばかりで初めての職場になる方、社会人1年生などなど、様々な背景の方々がたくさんいらっしゃいます。それ故に誰にもわかりやすい具体的なやさしい言葉で文章化された「倫理規定」が求められます。

「倫理規定」に含まれる主な内容は、「人としての尊厳」「自己決定の尊重」「利用者の利益」「利用者との関係」「プライバシーの保持」「専門的サービスの提供」「法令遵守」などがあります。そして研修の際には、其々の項目の日常場面を具体的な例にして説明し、参加者の思い（双方向の研修スタイル等）を確認しながら、考える機会を再三持つことで倫理的な考えや姿勢が身に付く効果ある研修になるようにします。研修の効果は、すぐに現れるものではありません。根気ある継続の結果が事業所の評価（経営安定）につながってくると私は思います。研修費用をどう捻出するかは、管理者の手腕にかかっています。

高齢者の借金問題 第2回

司法書士 飯島 きよか



今回のテーマは、「高齢者の借金問題」（4回シリーズ）の第2回、「借金問題の具体例」です。前回、次回のテーマを、「借金問題を解決するための具体的な方法」としていましたが、次回から2回に分けて、詳しくお話ししたいと思います。

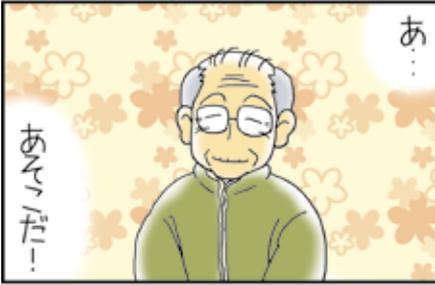
今回は、当事務所にご相談に来られた方の例をあげてみましょう。（相談者様には、名前や、人物を特定しないという条件で、掲載を承諾していただきました。）

70代の女性の方から、「月々の返済が厳しいので、相談したい」と、事務所に電話がありました。お話しをお聞きしたところ、消費者金融5社から借入れをされ、借金の総額は、約300万円、月に約10万円ずつ返済しておられました。自営業をされていたのですが、5年前に仕事を辞めて、現在は年金で暮らしておられます。消費者金融の名前は、「アイフル」「富士」「ライフ」「ニコス」「アコム」と、有名な会社ばかりでした。最初に借入れをしたのは、約30年前の

「子どもの進学費用」でした。子どもが3人いらしたのですが、長男の高校進学と二男の中学進学が重なるなど、とにかく教育費がかさみ、足りない時にお金を借りるという生活を続けてきました。もちろん、きちんと返済しておりましたが、自営業を辞め、年金生活に入った頃から、返済が苦しくなってきました。年金のほとんどを返済に充てるという生活が続き、返済をするために借入れをするようになってしまいました。結局、どこからも借入れができなくなり、事務所に相談に来られました。

今回は、この方の具体的な解決方法を例に、「借金問題を解決するための具体的な方法」について、お話ししていきます。

- TEL: 082-502-6485 (月~金 9:30~18:00)
- 運営HP「飯島きよか司法書士事務所」<http://www.sihou.biz/>
「ひろしま債務整理相談室」<http://hiroshima-saimuseiri.com/>
「ひろしま相続手続.com」(準備中)
- 弊所作成小冊子「相続手続きはじめてガイド」無料配布中
お電話、またはHPの「問い合わせフォーム」からお申込み下さい。



ヒナ子の“基礎からの労務管理”

特定社会保険労務士 森田 ヒナ子

事業所を立ち上げた事業主さん心得

その⑮ “基礎からの労務管理”

「介護労働者の雇用管理改善等実施に付帯する助成金」

前回から引き続き「介護基盤人材確保等助成金」についてお話いたします。

【介護基盤人材確保等助成金】

今回は助成金の主旨の概略をお話ししましたが、今回は「受給できる事業主さんの要件」について下記のようにまとめてみました。

当助成金を受給できる事業主さんとは、

(1) 雇用保険の適用事業主であること。いわゆる雇用保険を適用している事業主であること、という意味です。

(2) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する改善計画の認定を受けた事業主であること。

(注) 助成金を申請するには、事前に「雇用管理の改善計画」を都道府県知事に、「助成金申請計画」を労働局長に、其々認定を受けておく必要があります。

(3) 新サービスの提供に伴い、雇用保険の被保険者となる特定労働者を雇入れる事業主であること。

(4) 最初の特定労働者を雇入れた日における事業所の雇用保険被保険者が、助成対象期間（最初の特定労働者の雇入れ日から6ヶ月間）の満了日においても引き続き申請事業主の雇用保険被保険者であることの割合が（定着率）80%以上であること。

(5) その他 色々の条件が付けられています。

非常に要件が面倒ですが、要は、介護労働安定センターで「改善計画」「申請計画」を指導して貰うとともに、雇入れた介護従事者を解雇することなく6ヶ月以上雇入れていることが必要となります。

◆助成金額 特定労働者1人につき70万円で、1事業主あたり3人まで、最高額210万円受けられる計算になります。

次回は「介護未経験者確保等助成金」についてお話する予定です。

TEL：082（254）6064（ロームシ）

ホームページ：[社会保険労務士法人シャローム](http://www.caps-shop.jp/)

編集後記

気がつけば今年もあと残りわずか。この時期になると、初日の出をどこかしの山で拝んでみたい!と夢見たりするのですが、なかなか実行できず毎年暖かい屋内で過ごしてしまいます…。皆様はどうか素敵な年越しをお迎えくださいませ。(山下)

*皆様からのご意見・ご感想・ご質問をお待ちしております。ご意見等をいただいた方に、キャスオリジナルエコバッグをプレゼントします。下記までお送りください。
〒730-0845 広島市中区舟入川口町 4-2 「キャス介護事業サポート」

きゃぶす便り定期購読について

きゃぶす便りの定期購読をご希望の方は、お届け先の郵便番号、住所、事業所名(ご氏名)、「きゃぶす便り定期購読希望」と明記の上、下記フリーダイヤル FAX宛てにお送りください。無料でお届けします。

FAX 0120-47-1704

CAPS ブックレットのご紹介

Z201 ■ B6版 64頁 中綴じ

医療依存度の高い利用者への訪問介護

訪問介護 (Z201)

医療依存度の高い利用者への訪問介護

内容

1. 経管栄養
2. 在宅インスリン療法 (自己注射)
3. 在宅酸素療法
4. 人工呼吸器装着
5. 痰の吸引
6. 膀胱留置カテーテル (バルーンカテーテル)
7. 体温測定
8. 血圧測定
9. 動脈血酸素飽和度測定器の装着 (パルスオキシメーター)
10. 軽微な傷、擦り傷、やけど等の処置
11. 薬物の使用等

Z202 ■ B6版 64頁 中綴じ

症状別介護のポイント

訪問介護 (Z202)

症状別介護のポイント

— 利用者の状態の変化に気づかないに —



内容

1. 「おや?」いつもの訪問とは何か違う?
2. 熱がある
3. 下痢
4. 便秘
5. 嘔吐
6. 血圧がいつもより異常な時 (高い・低い)
7. 食欲不振がある (脱水対策)
8. 転んだ時
9. 風邪の症状 (咳がある、喉が痛い、微熱がある等々)
10. オピオイド系の痛み止めを使用 (がんの治療中)
11. 終末期ケアの方法
12. 死の前後の兆候

1冊 税込

¥840

電話でのご注文は ☎ 0120-74-7675 (平日9:00~17:30)

ショッピングサイトでのご注文は <http://www.caps-shop.jp/>